

# 松阪市指定管理者審査選定委員会における審査選定結果の報告について

指定管理者の候補者について審査を行った結果、次のとおり選定を行った。  
指定管理者は議会の議決を得た後に正式決定となる。

## 1. 対象施設等

施設名称 松阪市飯高地域資源活用交流施設及び松阪市飯高総合案内施設  
指定予定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

## 2. 審査選定過程

松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づく公募によらない指定管理者の候補者を同4条に基づき、5名の審査選定委員による審査を実施した。

## 3. 審査選定委員会の開催日

第1回審査選定委員会 令和4年6月24日（金） 申請要項、仕様書、審査選定基準等の審議  
第2回審査選定委員会 令和4年10月4日（火） 申請者のプレゼンテーションと審査選定

## 4. 審査選定方法

審査対象施設は、非公募であることから採点制によらず、選定評価表の評価項目（評価の視点）ごとに可否を判断したうえで、全体として指定管理者としてふさわしいかを審査した。

## 5. 審査選定結果

指定管理者の候補者 株式会社飯高駅

各評価項目についての各委員の評価は、「良い」または「指定管理者として普通（問題ない）のレベルである」との評価であり、「指定管理者として問題がある」との評価は無かった。

株式会社飯高駅は、現在、松阪市飯高地域資源活用交流施設及び松阪市飯高総合案内施設を良好に管理しているとともに、施設目的に合致した団体であり、適切な管理運営が期待できるものとして指定管理者の候補者とすることは適当であると判断した。

### ※その他意見等

- （1）松阪市飯高地域資源活用交流施設は松阪市のシンボリックな施設であり、自慢のできる「道の駅」であることから、設立当初の目的を十分に達成していると考えますが、社会状況の変化等に的確に対応するため、人材の育成確保に努められたい。
- （2）非常勤外部役員や移住者等を取り込む事で、マンネリ化を防いでいただきたい。
- （3）地元雇用に力を入れ、従業員と住民自治協議会が一体となり、管理運営に取り組む姿勢を高く評価する。
- （4）地域に必要な施設であることから、今後も地元住民と密着した運営を継続し、安定した経営を図られたい。また、松阪市飯高総合案内施設との連携方策を講じられたい。

## 6. 審査選定委員

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高田短期大学キャリア育成学科 教授	中畑 裕之
副委員長	東海税理士会 松阪支部 税理士	岩尾 絹恵
委員	宮前まちづくり協議会行政専門委員行政書士	柳瀬 勝久
	波瀬むらづくり協議会産業部部長	北川 京子
	松阪香肌商工会事務局長	藤岡 信